

地下埋設物調査業務共通仕様書

平成21年2月改訂

第1条 一般

本仕様書は、下水道管きょ設計業務に付随して、試験掘削による地下埋設物調査を行う場合に適用する。

- 2 受託者は、調査業務に当たり、設計書、本仕様書並びに横浜市契約規則に従い、地下埋設物の位置を調査すること。
- 3 本委託は、公共下水道の設計、施工を実施するために必要な資料を得ることを目的とする。
- 4 受託者は、この仕様書に記載のない事項については、土木設計業務共通仕様書、下水道管きょ設計業務共通仕様書に準拠すること。

第2条 疑義の解釈

受託者は、業務の実施に当たり、疑義を生じた時は、監督員と協議すること。

第3条 許可の申請

受託者は、調査に当たり、事前に道路法、道路交通法、横浜市道路占用規則等法令に定められた許可申請手続きを行うこと。

第4条 調査

受託者は、調査実施に先立ち必ず埋設物の台帳調査を行ない、調査計画書を監督員に提出すること。

第5条 埋設物の確認

受託者は、試験掘削調査による埋設物の確認に当たり、関係企業者の立ち会いを求めなければならない。また、報告書に立会年月日、調査員、関係企業者及び立会者を明記すること。

第6条 調査項目

受託者は、埋設物を完全に露出して確認を行なう場合は、人力で掘削を行なうこと。露出できない場合は探査棒等で調査すること。また、埋設物の位置、深さ、種類、老朽度等を記入した記録写真を撮ること

なお、不明管が出た場合は、必ず関係企業者に連絡し立ち会いを求め、指示を受けること。

第7条 安全対策

受託者は、調査に当たり、公衆災害、労働災害及び物件損傷等の防止に必要な措置を十分に行うこと。

- 2 受託者は、調査に当たり、騒音、振動、交通上の問題等の発生を抑制し、保安措置を講じること。また、夜間作業をする場合は、照明等を完備し事

故の防止に努めること。

第8条 現状回復

受託者は、調査後の路面復旧については、仮復旧を直ちに行ない「道路掘削工事仮復旧跡における施工者別標示方法」によりS印（白色）で標示すること。

また、本復旧については、道路管理者と立ち会いのうえ決定し、速やかに行うこと。

第9条 報告書の作成・提出

受託者は、図面・写真等報告書については、調査位置図、埋設物平面図、断面図、記録写真、関係企業者一覧表、その他監督員の指示による項目を整理し、A4版で作成し、監督員に3部提出すること。

なお、監督員との協議により電子納品とする場合は、本市の「電子納品運用ガイドライン」を参考にするものとする。

第10条 審査

受託者は、業務完了後相当な調査経験を有する審査員により審査を実施し、報告書に誤りがないように務めること。

2 報告書には、調査員・審査員の署名または捺印をすること。

第11条 損害の補償

受託者は、第三者に損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、損害補償は受託者が行なうこと。

2 既設地下埋設物に損傷を与えたときは、直ちに監督員及び関係企業者に報告し、その指示により、速やかに復旧すること。